

令和5年3月栃木市教育委員会定例会会議録

令和5年3月栃木市教育委員会定例会を、令和5年3月28日栃木市役所に招集した。

- 1 本委員会の出席者は、次のとおり  
青木 千津子教育長 後藤 正人職務代理 福島 鉄典委員 西脇 はるみ委員  
大橋 孝子委員 館野 知美委員 林 慶仁委員
- 2 本委員会の欠席委員は、次のとおり  
本委員会の欠席委員は、無し。
- 3 本委員会に出席を求められた職員は、次のとおり  
教 育 次 長 名 淵 正 己  
参事兼教育総務課長 金 井 武 彦  
参事兼学校教育課長 金 井 睦  
文 化 課 長 奈 良 部 満  
美術・文学館課長 加 茂 浩 史
- 4 本委員会の署名委員は、次のとおり  
後藤 正人委員
- 5 本委員会の書記は、次のとおり  
教育総務課 主事 飯島 英輝
- 6 本委員会の会議案件は、下記のとおり

日程第 1 会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議事

- 協議第 3 号 栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱の制定について
- 議案第 1 1 号 小規模特認校制度の適用方針について
- 議案第 1 2 号 「栃木市版先生の働き方改革ガイドライン（改訂版）」の策定について
- 議案第 1 3 号 栃木市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について
- 議案第 1 4 号 栃木市教育支援センター設置要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第 1 5 号 栃木市文化財保護審議会への諮問について
- 議案第 1 6 号 栃木市立美術館条例施行規則及び栃木市立文学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 報告第 1 号 栃木市いじめ問題対策専門委員会からの答申について
- 議案第 1 7 号 いじめ重大事態申し立てに係る調査結果の市長への報告について

日程第 4 その他

《会 議》

- 教 育 長 — 午前9時30分定例会の開会を宣し、出席委員、出席を求められた職員、署名委員、書記及び会議案件を報告する。 —
- 教 育 長 日程第1 会議録の承認について、でございます。2月臨時及び定例教育委員会の会議録につきましては、あらかじめ委員の皆様へ配付したとおりでございます。ご質問ご意見等はございますでしょうか。
- なしの声 —
- 教 育 長 それでは、会議録への署名をお願いいたします。
- 教 育 長 次に、日程第2 教育長報告でございます。
- 働き方改革通信 第3号に基づき説明 —
- 教育長からのメッセージ（2023.3.10付）に基づき説明 —
- 教 育 長 私からの報告は以上でございます。ご質問等ございましたらお願いします。
- 質問なし —
- 教 育 長 次に、日程第3 議事に入らせていただきます。協議第3号 栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱の制定について、を議題といたします。美術・文学館課長より説明をお願いします。
- 美術・文学館課長 [説明要旨]
- 栃木市立美術館及び栃木市立文学館の事業の趣旨に賛同する企業等に賛助金を納付していただき、栃木市立美術館・文学館企業等サポーターに認定する栃木市立美術館・文学館賛助制度の実施に関し必要な事項を定める栃木市立美術館・文学館賛助制度実施要綱を定めることについて、協議を求める旨説明。
- 教 育 長 協議第3号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。
- 林 委 員 企業等のサポーターを集めるということですが、個人の申し込みは可能なのでしょうか。
- 美術・文学館課長 この賛助制度の検討に当たりまして、個人も検討いたしました。ただ個人の支援を求める際に、制約がございまして、ふるさと納税制度を実施する自治体につきましても、それに則らなければならないということになっております。そうしますと仮に市内の個人に支援をいただいた場合に返礼品が出せません。さらに市外の方でも上限3割に限られるという制約がありまして、今回は先に企業等のサポーターの賛助制度を進めさせていただきました。個人につきましては、来年度以降引き続き検討することとしております。
- 林 委 員 ありがとうございます。
- 教 育 長 他にいかがでしょうか。
- 福 島 委 員 広報活動というのは、例えば与えられたノルマがあつて、その企業が関係者にチケットを売るということもあるのでしょうか。また、チケットについて、サポーターになった場合は招待券のようなものがあるのでしょうか。
- 美術・文学館課長 まず、広報活動につきましては、企業等をお願いするのは認定書というのを出しますので、こちらを例えばホームページに掲載していただいて、私達企業は栃木市立美術館・文学館のサポーターとして支援をしていますというような積極的な広報活動をいただくもので、チケットを売っていただくことは想定しておりません。先ほどポスターやチラシを配布して会社の掲示板に提示していただいたりす

るとお話しましたけれども、その際には招待券を同封いたします。社内で来ていただく方に活用していただけたらと思っております。

福島委員  
教育長

わかりました。ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

それでは、協議第3号について、原案にご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

教育長

協議第3号については、異議なきものと認めます。

教育長

次に、議案第11号 小規模特認校制度の適用方針について、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

国府南小学校への小規模特認校制度の適用については、毎年評価を実施することとしているため、同校の令和4年度の取組を評価し、令和6年度の小規模特認校制度の適用方針について、議決を求める旨説明。

教育長

議案第11号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

福島委員

ここ数年を見ても、毎年のように結構な人数が入学しているように見受けられるので、2年か3年ごとになどで、毎年見直す必要はないのではないのでしょうか。今の国府南小学校の現実を見ると、小規模特認校制度を適応していかないとなかなか維持できないぐらいの状況になってきていることを考えると、毎年見直す必要はないのではないかと思います。どうでしょうか。

教育総務課長

確かにご指摘の通りの部分もあるかと思えます。小規模特認校制度の適用については、大宮南小については3年に1回、国府南小については毎年ということで評価をさせていただいているところがございます。その辺りのところも今年度と昨年度開催をいたしました学区審議会におきまして、評価のあり方について諮問し、答申をいただいたところがございます。そういった中でも、やはり今お話がありましたように小規模特認校が有効に活用されて児童数を維持できているという評価がある一方で、1学級当たりの人数がどうしても16人以下ということで複式学級の解消まではいたっていないという現実もあるということもありまして、今後も定期的に評価を継続することで小規模特認校のあり方を慎重に検討していくべきという答申を頂戴しているところがございますので、その答申を尊重させていただきながら、今後も制度のあり方については検討を続けて参りたいというふうに考えております。

教育長

確認ですが、大宮南小学校の複式学級は解消しているのですね。

教育総務課長

解消しております。

教育長

ありがとうございます。福島委員いかがでしょうか。

福島委員

わかりました。ありがとうございます。

教育長

他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教育長

議案第11号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教育長

異議なきものと認め、議案第11号について、可決いたします。

教育長

次に、議案第12号 栃木市版先生の働き方改革ガイドライン（改訂版）につい

て、を議題といたします。教育総務課長より説明をお願いいたします。

教育総務課長

〔説明要旨〕

平成31年1月に策定した栃木市版先生の働き方改革ガイドラインについて、策定後4年が経過し、社会情勢の変化により多様化・困難化している教育現場の課題解消を図り、学校現場における更なる業務の適正化を推進するため、栃木市版先生の働き方改革ガイドライン（改訂版）を定めることについて、議決を求める旨説明。

教 育 長  
後 藤 委 員

議案第12号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

子どもたちも先生方も、心身ともに楽しく学び働くために、働き方改革の推進は基本的には非常に重要なことだと思っています。ただですね、ややもすると、働き方改革というのは勤務時間の問題だとか、なんでもペーパーレス化すればいいとか、あるいは学校行事をターゲットにして、その行事を極端にスリム化してしまう。実は行事1つとっても、子どもの成長を期待することができるものなのではないかと思います。勤務時間の問題の解決やペーパーレス化、学校行事のスリム化など、これらは働き方改革の1つの方法であって、目的は教育の質の向上ですよ。それが今のご説明の中で、仮にこれを読んだ先生方は、その方法的なものとはよく分かると思います。多忙感の中身もちよっと気になるのですが、やはりあくまでも目的はパソコンに向き合う時間ではなく、子どもと向き合う時間を増やしていくことだと思っています。そして教育の質、指導力をさらにアップするということ、これは歴然とした目的であり、ねらいですね。文科省の方も、そこは最初に強調していると思います。ですから、その辺りをしっかりと押さえていかないと、方法論だけで表面的な話し合いで終わるような働き方改革では、やはり結果的に栃木市の教育の質ということに問題が残るのではないかと思いますので、その辺りのところはぜひ重視していただきたいというふうに思います。

教 育 長

貴重なご意見ありがとうございます。「どのように」ばかりではなく、「何のために」というところを重視するというところで、事務局としても周知徹底を図っていかれますようお願いいたします。

教 育 長  
大 橋 委 員

他にいかがでしょうか。

やはり学校でしかできない仕事があります。教員の退勤時間にこだわってしまうと、それに焦ってやるべきことを家に持ち帰って、家でやってしまうと思います。そうすると結局、本末転倒のような気がします。また、多忙感を抱いている先生が80%以上もいますし、それからあくまでも過労死ラインを超えるか超えないかの議論がされていますが、死んでしまうほど働いている人がいっぱいいるということですよ。時間云々ではなくて、根本的な改善が必要かと思っています。どの内容を見ても、圧倒的に人的な支援が必要かなと思いますので、そこを教育委員会としては、可能な限り、本当に人の手が足りないということは感じていますので、ぜひ前向きをお願いしたいと思います。あと、学校行事に関してもそうなのですが、私は色々な学校の子どもたちと接していきまして、保護者の方からも言われるのは、ある学校だけ驚くくらい行事がすごく少ないです。他の学校と比べて、プールの授業も無くなるなど、何か全てがカットされているように感じると言っている保護者の方がいて、それに対して私も少し説明をしたりしていますけれど

も、保護者へきちんと伝わっていないと感じます。なぜカットするのかなど、意義や理由なども伝わっていないので、逆に学校に対して不信感というか、そういったものを抱かせてしまう場合もありますので、そこも色々と工夫して伝えていかなければいけないと思っています。

教 育 長

ありがとうございました。根本的にマンパワーが足りていないということについて、今後、国や県に要望したり、市としてもどうあるべきかということを考えていくということでしょうかね。また、保護者への説明についてもきちんと伝わるように説明していく必要があるというご意見を頂戴しましたが、教育総務課長よろしくお願ひいたします。

教育総務課長

はい。確かに大橋委員のご指摘の通りだと思います。目的そのものは、先ほど後藤委員がおっしゃいましたように、教育の質の確保にあるというふうに考えているところでございます。どれだけ学校現場で充実した教育活動が実践できているか、あるいは子どもたちがどれだけ楽しく学んでいるか、そういった部分ですね。教員の質の確保であるとか、あるいは教育環境を整えてあげるとか。そういったものが私ども教育委員会の使命だというふうに思っておりますので、十分ご意見を踏まえた中で働き方改革に取り組んで参りたいと思います。

教 育 長  
福 島 委 員

他にいかがでしょうか。

部活動指導の負担軽減というところで、部活動は先生によって全然熱血度が違うと感じます。ある先生はものすごく一生懸命やって大会の成績も良いのですが、その先生が異動してしまうと、その部活を引き継いだ先生が、非常に負担になってしまいます。子どもにとっても親にとっても、本当に教える気あるだろうかぐらいの感じになって、負担が大きい状態になってしまいます。逆に言えば、先生が前の先生と同じ事できるのかと言えば、できない場合も結構あると思います。この部活動の負担軽減のために地域移行をしていくということで、今後、中学校から部活動がなくなっていくという話もここにありましたが、一生懸命教えたい先生もやっぱりいるわけで、それがその先生にとって子どもたちと触れ合うという意味で、非常に大事な部分であるかもしれないので、やはりそういったことを加味しながら、あまり不公平感がないような制度作りをしていただきたいなと思います。

教 育 長

ご意見として頂戴したいと思います。ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

林 委 員

教員になることを希望する人たちが減っているというような現状であると聞いておりますけど、仕事が大変だということと、給料が少ないとかいうことがもしかしたらあるのかもしれませんが。この間の国会でも議論がありましたけれども、教員が残業したときは残業手当について、それについて栃木市としてはどういう立場をとるのかについてお聞きしたいです。

教 育 長  
学校教育課長

学校教育課長お願ひします。

給与のことになりますと、栃木市教育委員会ではなく、所管がどうしても国や県ということになってしまひまして、林委員おっしゃったように調整額につきましては、自分たちとしても、それが十分かどうかということとは別にしまひても、なかなかそれをどうこうするということについては難しい問題だと思ひていると

ころです。

林 委 員  
教 育 長

そうだと思います。

本当に何と申したらよいか分からないのですが、調整額がついていても決して十分ではないということで、私もそれについては忸怩たる思いを持っているところです。教職員の待遇改善、定数改善。これは大きな命題でございますので、今後とも国等へ強く要望していきたいと思っております。ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第12号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長  
教 育 長

異議なきものと認め、議案第12号について、可決いたします。

次に、議案第13号 栃木市立学校職員服務規程の一部を改正する規程の制定について、を議題といたします。学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

地方公務員の育児休業等に関する法律及び栃木県の職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴い、並びに届出書等への押印を要しないこととするに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第13号について、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは、議案第13号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長  
教 育 長

異議なきものと認め、議案第13号について、可決いたします。

次に、議案第14号 栃木市教育支援センター設置要綱の一部を改正する要綱の制定について、を議題といたします。学校教育課長より説明をお願いいたします。

学校教育課長

〔説明要旨〕

施設の老朽化に伴い栃木市教育支援センターはばたきを移転するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市教育支援センター設置要綱の一部を改正する要綱を定めることについて、議決を求める旨説明。

教 育 長

議案第14号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長

それでは議案第14号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長  
教 育 長

異議なきものと認め、議案第14号について、可決いたします。

次に、議案第15号 栃木市文化財保護審議会への諮問について、を議題といたします。文化課長より説明をお願いいたします。

文 化 課 長

〔説明要旨〕

栃木市指定文化財（絵画）が、市の区域内に存するものという指定要件を満たしていない状況にあることが判明したことから、栃木市文化財保護審議会に市指定の解除を諮問することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第15号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは議案第15号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第15号について、可決いたします。

教 育 長 次に、議案第16号 栃木市立美術館条例施行規則及び栃木市立文学館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、を議題といたします。美術・文学館課長より説明をお願いいたします。

美術・文学館課長 [説明要旨]

栃木市立美術館及び栃木市立文学館の招待券及び割引券を発行し、並びに栃木県県民の日等の観覧料を免除するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市立美術館条例施行規則及び栃木市立文学館条例施行規則の一部を改正する規則を制定することについて、議決を求める旨説明。

教 育 長 議案第16号につきまして、ご質問等ございましたらお願いいたします。

— 質問なし —

教 育 長 それでは議案第16号について、原案のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長 異議なきものと認め、議案第16号について、可決いたします。

教 育 長 次に、報告第1号 栃木市いじめ問題対策専門委員会からの答申について及び議案第17号 いじめ重大事態申し立てに係る調査結果の市長への報告については関連がありますので、一括して議題といたします。はじめに、秘密会についてお諮りいたします。報告第1号及び議案第17号につきましては、個人情報が含まれる審議のため、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会にいたしたいと思っております。これに賛成の委員は挙手をお願いします。

— 全員挙手 —

教 育 長 全員「賛成」でありますので、報告第1号及び議案第17号については、栃木市教育委員会会議規則第16条ただし書に基づく、秘密会といたします。傍聴の方及び関係職員以外は退出してください。

《 秘密会 》

教 育 長 議案第17号について、原案のとおり可決いたしました。ここで、秘密会を解除します。傍聴の方及び職員の入室を許可します。

《 秘密会解除 》

教 育 長 次に、日程第4 その他に入ります。令和5年3月議会における教育委員会に関する一般質問の答弁概要について、教育次長より説明をお願いします。

教 育 次 長 [説明要旨]



4人の議員から9問の質問があり、主な概要について説明。

教 育 長

本件につきましては、お聞きいただいたということによろしいでしょうか。

— 異議なしの声 —

教 育 長

ありがとうございます。次に運動会の臨席について、学校教育課長より説明をお願いします。

学校教育課長

〔令和5年度 運動会・体育祭 開催予定一覧（日付順）に基づき説明〕

後日、学校教育課より送付されるメールへ出席可能な日を回答していただき、それをもとに計画を作成する旨説明。

教 育 長

ありがとうございます。コロナも落ち着いてきたということで4年ぶりに運動会のご臨席のご協力をよろしくお願いいたします。

次に令和5年度の美術館・文学館のスケジュールについて、美術・文学館課長より説明をお願いします。

美術・文学館課長

〔令和5年度の美術館・文学館のスケジュールについて説明〕

教 育 長

ありがとうございます。委員の皆様もお誘い合わせのうえ、奮って足を運んでいただければと思います。

次に令和5年4月1日付 人事異動について、教育総務課長より説明をお願いします。

教育総務課長

〔令和5年度の教育委員会事務局職員の人事異動について説明〕

教 育 長

ありがとうございました。以上で、本日の案件はすべて終了いたしました。委員の皆様から何かございますか。

— なし —

教 育 長

これをもちまして、本日の定例教育委員会を閉会といたします。ありがとうございました。

—— 午前11時25分委員会の閉会を宣した。 ——

令和5年3月28日

教 育 長

青木千津子

署名委員

後藤 正人

